

労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成してください。

許可番号	派28-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成 〇年 〇月 〇日 令和

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

令和 5年 6月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

法人の場合、法人名および代表者名を記入

提出者 株式会社 兵庫労働局
代表取締役 〇〇 〇〇

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしがいしや ひょうごろうどうきよく		
1 氏名又は名称	株式会社 兵庫労働局		
2 住所	〒 (650-8567) 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号		
(ふりがな)	〇〇 〇〇	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	〇〇 〇〇	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしがいしや ひょうごろうどうきよく さんのみやしてん		
4 事業所の名称	株式会社 兵庫労働局 三宮支店		
5 事業所の住所	〒 (651-0083) 神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号 三宮国際ビル5階 (078) 221-5440		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	細分類 (4ケタ) で記入
7 産業分類	名称	分類番号	
	労働者派遣業	9121	日本標準産業分類に基づく産業分類
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和4年〇月〇日	～	令和5年〇月〇日 令和5年6月1日の直前の事業年度
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 28-1-000000
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省	発注者の事業所構内において生産活動を請け負うこと (製造に限る)。	
①労働者派遣事業の許可番号	派13-000000	13-1-000000	
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 労働者派遣事業の売上高	¥15,000,000	13 請負事業の売上高	¥10,000,000
14 備考	労使協定の締結 無し 担当: 総務課 〇〇 〇〇 連絡先TEL: (XXX) XXX-XXXX		

※労働局 報告年の6月1日時点において、労働者派遣法第30条の4第1項の規定による労使協定を締結していない場合、その旨を記入してください。
※労使協定を締結している場合は、労働者派遣の実績の有無にかかわらず、協定書の写しを添付すること。

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

Table with 6 columns: 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者, ⑤日雇派遣労働者, ⑥登録者 ※.

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

0

第1面8欄の報告期間末日時点での実人数を記入。

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

11

※登録制度のある事業主のみ

報告対象期間内の派遣契約 (個別契約) の延件数

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

Table with 11 columns: 総件数, 1日以下のもの, 1日を超え7日以下のもの, 7日を超え1月以下のもの, 1月を超え2月以下のもの, 2月を超え3月以下のもの, 3月を超え6月以下のもの, 6月を超え12月以下のもの, 1年を超え3年以下のもの, 3年を超えるもの, 労働者派遣契約がなかった.

実績なしの場合は「○」印を記入。

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 6 columns: 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号, 教育の方法の別, 教育の実施主体の別, 受講した派遣労働者数, 1人当たりの平均実施時間. Rows include 腰痛防止教育, 整理・整頓・清掃・清潔訓練, 危険予測訓練.

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 所在地. Rows include (株)〇〇〇〇, ▲▲▲(株), ××××(株), (株)◆◆◆◆, (株)■ ■ ■.

労働安全衛生規則第35条第1項各号(1~8)の該当する数字を記入。労働安全衛生法第59条第2項に該当は「9」、同条第3項に該当は「10」と記入。

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

Table with 6 columns: 訓練の内容, 訓練の方法の別, 訓練の実施主体の別, 訓練費負担の別, 貸金支給の別, 1人当たりの平均実施時間. Row includes コンプライアンス研修.

(5) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns: イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人), ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人), ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人), ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用についた労働者数(人).

安全衛生教育及びキャリアアップに資する教育訓練以外に実施した教育訓練について記入。「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とは「OJT」以外の教育訓練を指す。

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

Table with 10 columns: 期間, 対象派遣労働者数, 第1号の措置, 第2号の措置, 第3号の措置, 第4号の措置, 第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数, 備考. Rows include 計, 3年見込み, 2年半から3年未満見込み, etc.

無期雇用者は計上しない。

区分ごとの延べ人数を記載する。同一の派遣労働者が複数の機関の区分に該当する場合は、それぞれに計上する。

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間を記載する。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数」

(第3面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

様式第11号 (第3面)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	19,778	36,000	15,333	13,783	23,300	23,300	11,200	11,700
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 建築・土木・測量技術者								
09 情報処理・通信技術者	33,333	36,000	20,000	21,750	23,300	23,300	14,000	14,000
10 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	13,000		13,000	9,400			9,400	9,400
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

全業務平均は、それぞれの項目の、縦列(01~99)の金額の単純平均額とすること。

それぞれの項目において、
【計算式】消費税額を含んだ派遣料金の総額 ÷ 派遣労働者の総労働時間 × 8時間

それぞれの項目において、
【計算式】派遣労働者の賃金の総額 ÷ 派遣労働者の総労働時間 × 8時間

(第5面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	16,000	11,000	11,000
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内	20,000	11,000	11,000
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 O Aインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

令4条の業務(4-1~19)以外の業務も含めた単純平均額を記載すること。
また令4条に該当しない日雇派遣の場合は、全業務平均のみ記載すること。

【計算式】
消費税額を含んだ派遣料金(日雇分)の総額 ÷ 日雇派遣労働者の総労働時間 × 8時間

それぞれの項目において、
【計算式】 日雇派遣労働者の賃金の総額 ÷ 日雇派遣労働者の総労働時間 × 8時間

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

法23条第5項に規定する情報の提供について、該当する欄に「○」を記載のこと。

(9) ③「フルタイム(1年以上雇用見込み)」にかかる記載例

(第6面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等をいう。

派遣先との連絡調整を行う営業担当者に限る。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計
計	30	10	20	5	0	5

キャリアコンサルティングの知見を有する者のうち、職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者は「職務経験あり」、職務経験はないが知識を有する者は「知見あり」に計上のこと。

1~3のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
(ロ) 20時間	2				2				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) 基本情報技術者研修	2				60				1	1	1	1
(ロ) 応用情報技術者研修	2	3			3				備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) 8時間			4		8				2	1	1	1
(ロ) 20時間			1		1				備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修			4		8				2	1	1	1
(ロ) 8時間			1		1				備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) 労務管理研修			5	3	48				2	3	1	1
(ロ) 16時間					3				備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					40	60	36	48	1~3年目の合計 (c)			136
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					2	3	1	3	1~3年目のbの合計 (d)			6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					20	20	36	16	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			22
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)											3,000	

小数点以下は切り捨てで計算

(9) ③「短時間勤務(1年以上雇用見込み)」にかかる記載

(第6面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等をいう。

派遣先との連絡調整を行う営業担当者に限る。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計
計	30	10	20	5	0	5

キャリアコンサルティングの知見を有する者のうち、職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者は「職務経験あり」、職務経験はないが知識を有する者は「知見あり」に計上のこと。

1~3のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				12				2	1	1	1
(ロ) 6時間	2				2				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) OA機器操作訓練		2				24			2	1	1	1
(ロ) クレーム対応訓練		2				12			2	1	1	1
ハ 職種転換訓練												
(イ)			4			6			2	1	1	1
(ロ) 6時間			1			1			備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任訓練			4			6			2	1	1	1
(ロ) コミュニケーションスキル訓練			1	4		1	6		備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					12	36	12	6	1~4年目のbの合計 (c)			60
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					2	4	1	1	1~3年目のbの合計 (d)			7
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					6	9	12	6	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			8
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												1,500

小数点以下は切り捨てで計算。

(9) ③ 「1年未満雇用見込み」にかかる記載例

(第6面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者をいう。

派遣先との連絡調整を行う営業担当者に限る。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数						実施した者の人数		
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	
計	30	10	20	5	0	5	5	0	5

キャリアコンサルティングの知見を有する者のうち、職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者は「職務経験あり」、職務経験はないが知識を有する者は「知見あり」に計上すること。

1～3のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				2	1	1	1
(ロ) 8時間	5				5				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					40							40
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					5							5
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					8							8
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												1,150

小数点以下は切り捨てで計算。

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

報告の対象となる6月1日に、実際に派遣した労働者の数を記載する。
そのため日頃派遣されている労働者であっても、6月1日に派遣されなかった場合は計上しない。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
21	12	12	6	2	0	0	3	0

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	12	12	12		
11 その他の技術者					
12-1 医師					
12-2 薬剤師					
12-3 歯科医師、獣医師					
13-1 看護師					
13-2 准看護師					
13-3 保健師、助産師					
14-1 診療放射線技師					
14-2 臨床検査技師					
14-3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	2			2	2
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

上記①と同様、報告の対象となる6月1日に、実際に派遣した労働者の数を業務別に記載する。
①の内数（内訳）となるため、合計数が①の計と同数になること。

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者	7			7	0
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
7			7	0

「特定製造業務」とは、製造業務のうち育児・介護休業等
を取得した派遣先の労働者の代替のための業務を除く製
造業務のこと。
そのため「製造業務」への派遣は、ほとんどが「特定製造業

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

該当しない場合は、項目を削除すること。

様式第11号 (第9面)

報告の対象となる6月1日に、実際に派遣(日雇)した労働者の数を記載する。
そのため日頃派遣されている労働者であっても、6月1日に派遣されなかった場合は計上しない。

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
4					2	2			2	2

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
0	

「特定製造業務」とは、製造業務のうち育児・介護休業等取得した派遣先の労働者の代替のための業務を除く製造業務のこと。
そのため「製造業務」への派遣は、ほとんどが「特定製造

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10デモンストレーション		
4-11添乗		
4-12受付・案内	2	2
4-13研究開発		
4-14事業の実施体制の企画、立案		
4-15書籍等の制作・編集		
4-16広告デザイン		
4-17OAインストラクション		
4-18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19看護業務		

上記⑤のうち、政令で定める業務(令4条)に派遣した労働者(日雇)の人数について、業務ごとに記載すること。

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

該当しない場合は、項目を削除すること。

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

1

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	12	6	—	3
健康保険	12	6	—	0
厚生年金保険	12	6	—	0

6月1日に登録状態であった者の数を記入。ただし、過去1年間に一度も派遣しなかった派遣労働者は除く。

6月1日に派遣した派遣労働者について記載。